

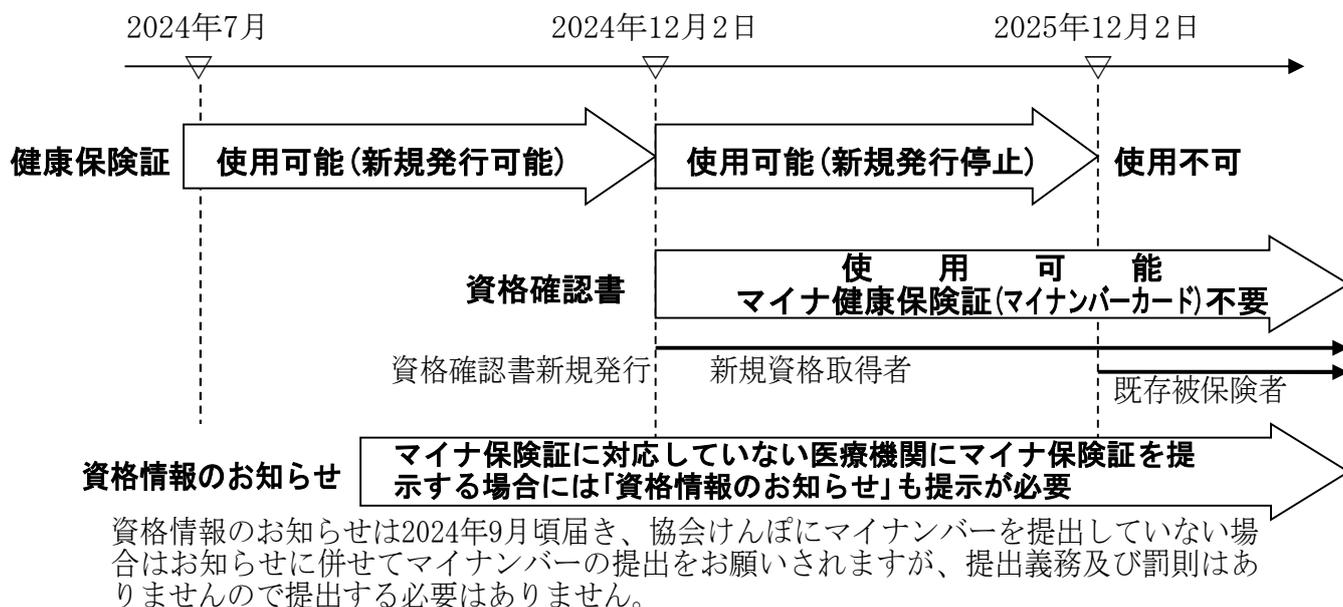
資格確認書によりマイナ健康保険証は不要

## マイナ健康保険証への移行につきまして

株式会社 **アートプラン**  
 社会保険労務士 **辻野扶美**

tel: 022-354-1151 fax: 022-354-1152

出所：協会けんぽ「健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)に関する制度説明資料(令和6年5月)」  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/saitama/Hyougikai/202452903.pdf>  
 (今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。)



2023年11月成立の2023年度補正予算では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組の推進として887億円が計上され、このうち、資格確認書や資格情報のお知らせに伴うシステム改修や送付代として367億円が計上されています。これは、従来の健康保険証であれば必要のない無駄なコストと考えられます。

- (1) 協会けんぽにマイナンバーを提出していない場合には、**資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出をお願いされますが、役員個人・従業員並びに配偶者及び被扶養家族には、マイナンバーの提供義務はなく、罰則もありません。**
- (2) 従来の健康保険証の新規発行は、2024年12月2日から廃止されますが、発行済の健康保険証は退職等で資格喪失しない限り2025年12月1日まで使用できます。
- (3) マイナンバーカードを持っていない又はマイナ健康保険証の利用登録をしていない方は、何ら手続きを要せず、資格確認書が発行(2025年12月2日以降)されますので、従来の健康保険証に代えて**資格確認書を医療機関に提示**します。従いまして、**マイナ健康保険証(マイナンバーカード)は不要**です。
- (4) 2024年12月2日以降の新規資格取得者は、新様式の資格取得届(予定)により資格確認書の発行申請を行います。

- (5) また、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関でマイナ保険証を提示する場合に併せて「資格情報のお知らせ」又は「スマートフォンによるマイナポータルでの医療保険の資格情報」の提示が必要となりますが、「資格情報のお知らせ」は、令和6年9月頃（令和6年6月上旬以降の加入者は令和7年1月頃）に協会けんぽから事業主宛に送付される予定となっており、事業主が各被保険者に配布する事になります。従来の健康保険証（2025年12月1日まで）や資格確認書を提示した場合には「資格情報のお知らせ」は必要ありません。

(参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)